

連結繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名
-------------	---	---	-----

前期繰越要件に係る前	費用の額の合計額	連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額	1		円	
				(前期の別表六の二(三)「1」)			
前期繰越要件に係る前	費用の額の合計額	連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額	2		円	
				当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数			
前期繰越要件に係る前	費用の額の合計額	連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額	3		円	
				(1) × (2)			
前期繰越要件に係る前	費用の額の合計額	連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額	4		円	
				(各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計)			
前期繰越要件に係る前	費用の額の合計額	連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額	5		円	
				(前期の別表六の二(三)「1」)			
翌期連結繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額		翌期繰越額 (6)-(7)	
				6		7	8
	平	・	・	総額	別表六の二(三)付表三「36の①」 円		円
					平	・	・
	平	・	・	総額			
					平	・	・
	計			総額			
	当期分			総額			
	合計			総額			
平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額			
				9		10	11
平	・	・	総額	別表六の二(三)付表四「36の①」 円		外 円	
				平	・	・	特別
平	・	・	総額				
				平	・	・	特別
計			総額				
							特別
当期分			総額				
							特別
合計			総額				
							特別
平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額				
				12		13	14
平	・	・	総額	別表六の二(三)付表五「36の①」 円		外 円	
				平	・	・	特別
平	・	・	総額				
				平	・	・	特別
計			総額				
							特別
当期分			総額				
							特別
合計			総額				
							特別

別表六の二（三）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
 - (1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (2) 連結親法人事業年度が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (3) 連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する各連結事業年度 「連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- 2 「連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄、「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄及び「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次により記載します。
 - (1) 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (2) 連結親法人事業年度が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
 - (3) 連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する各連結事業年度 「連結繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- 3 「翌期繰越額8」、「11」、「14」の各欄の外書には、措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十六)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。